

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（案）について

### 1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「法」という。）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されます。

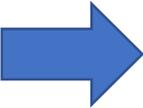
そのため、本市の条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の措置を講じます。

### 2 刑法の改正の趣旨

懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設することで、改善更生及び再犯防止を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようになります。

このことで、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導の組合せにより、柔軟な処遇を推進しようとするものです。

### 3 法施行前と施行後の刑の種類

施行前		施行後
死刑		死刑
懲役		拘禁刑
禁錮		
罰金		罰金
拘留		拘留
科料		科料

※ 上図の主刑に加え、付加刑として没収が規定されています。

### 4 対象条例

- (1) 厚木市職員の分限に関する条例（昭和30年厚木市条例第65号）
- (2) 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）
- (3) 厚木市職員の退職手当に関する条例（昭和38年厚木市条例第15号）
- (4) 厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年厚木市条例第40号）
- (5) 厚木市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例（昭和39年厚木市条例第32号）

- (6) 厚木市ラブホテル建築規制条例（昭和 62 年厚木市条例第 17 号）
- (7) 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）
- (8) 厚木市行政不服審査会条例（平成 28 年厚木市条例第 4 号）
- (9) 厚木市個人情報保護条例（令和 4 年厚木市条例第 19 号）
- (10) 厚木市個人情報保護審査会条例（令和 4 年厚木市条例第 20 号）
- (11) 厚木市住みよいまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 6 号）
- (12) 厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年厚木市条例第 18 号）

## 5 施行期日

法の施行日と同日の令和 7 年 6 月 1 日とします（附則第 1 項関係）。

## 6 経過措置

本条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用するため、「なお従前の例による」との経過措置その他必要な経過措置を設けます（附則第 2 項関係から附則第 6 項関係まで）。

## 7 市民参加手続

厚木市市民参加条例第 6 条第 7 項第 1 号に該当するため、実施しません。